平成２１年（フ）第２３９０７号
東京都足立区梅田８丁目12番７―706号
破産者　南洋開発株式会社
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９０８号
神奈川県厚木市妻田西３丁目２―13―Ⅱ―101
破産者　榎　　敏成
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９１３号
東京都豊島区西池袋３丁目36番22号
破産者　有限会社ユピテル
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９１４号
東京都豊島区南長崎５丁目２―２　Kハイム　Ⅰ―102
破産者　中村　秀雄
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９１９号
東京都武蔵野市境南町２丁目27番18号
破産者　丸真渡辺商産株式会社
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９２０号
東京都三鷹市大沢１丁目15―17
破産者　渡辺　正義
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９２１号
東京都三鷹市大沢１丁目15―17
破産者　渡辺　克子
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９２２号
東京都三鷹市大沢１丁目15―17
破産者　渡辺　　信
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９２３号
東京都府中市浅間町２丁目14―68―101
破産者　渡辺　良夫
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９２８号
千葉県白井市堀込２丁目４―13棟108
破産者　矢野　弘美
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９３４号
東京都目黒区上目黒３丁目10番３号
破産者　有限会社港榮ヴィジョン
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９３５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区岡沢町293―１―103
破産者　馬場　雅宏
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９３６号
神奈川県横浜市保土ケ谷区岡沢町293―１―103
破産者　馬場　梨那
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０５３号
愛知県一宮市平和３丁目４―５
破産者　新東　洋二
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０５９号
神奈川県川崎市多摩区宿河原３丁目５番51号
破産者　有限会社フリースタイル
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０６６号
東京都町田市成瀬が丘１丁目16―１―15―208
破産者　赤羽　盛夫
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０６７号
神奈川県相模原市千代田１丁目７―１　第３清水ビル401、開始決定時の住所神奈川県相模原市並木２丁目１―16
破産者　三城　康博
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２４３号
東京都渋谷区神宮前３丁目１番24号　ソフトタウン青山516
破産者　株式会社アイフーズ
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２６６号
東京都北区田端新町３丁目１―１―202
破産者　綾部　義夫
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６４号
埼玉県さいたま市南区南浦和３丁目50―４―303
破産者　鈴木　裕之
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６４号
東京都八王子市子安町３丁目34―16―305
破産者　青柳　匡一
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５０号
神奈川県横浜市港南区笹下３丁目８―１―202
破産者　芝山　　博
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部